

由利本荘市長 湊 貴 信 様

由利本荘市公営事業経営検討委員会

委員長 金澤伸浩

答 申 書

令和 8 年 4 月 6 日付けで諮問のあった「水道料金の適正水準について」、水道事業の財政シミュレーション、経営分析、総括原価の算定及び料金体系の検討結果を踏まえ、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申する。

1. 水道事業の現状について

本市の水道事業は、市民生活や地域経済活動を支える重要なライフラインとして、安全で安心な水道水の供給に大きな役割を果たしている。

しかしながら、本市は秋田県内で最も広い行政面積を有しながら人口密度は低く、水道施設及び管路が広域かつ分散的に配置されているという特徴を有している。浄水場及び配水場の数は県内最多であり、管路延長も県内有数の規模となっていることから、施設及び管路の維持管理費が高くなりやすい経営構造にある。

また、給水人口及び有収水量の減少、施設及び管路の老朽化、耐震化への対応、物価及び人件費の上昇に加え、鳥海ダム整備に関連した施設再構築事業や渇水対策事業など、将来にわたり多額の投資需要が見込まれており、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。

2. 料金改定の必要性について

本委員会に示された財政シミュレーションによれば、現行料金を維持した場合、令和 10 年度以降は経常収支が赤字に転じ、令和 13 年度には約 3 億円の赤字が見込まれるほか、経常収支比率は 87.0%、料金回収率は 74.0%まで低下する見通しである。

また、令和 7 年度における料金回収率は 84.44%であり、給水に必要な費用の一部を料金収入以外から依存している状況にある。

水道事業は市民生活に不可欠な公共サービスであり、公衆衛生の向上及び生活基盤の維持に重要な役割を担っている。一方で、本市においては企業局による独立採算を基本とした事業運営が行われており、将来にわたり安全で安定した給水サービスを維持するためには、適正な財源の確保が必要である。このことから、本委員会は水道料金の改定はやむを得ないものと判断する。

3. 適正な料金水準について

本委員会では、公益財団法人日本水道協会が定めた「水道料金算定要領」に基づく総括原価方式による料金算定について検証を行った。

その結果、「料金算定期間を令和9年度から令和13年度までの5年間とする」こと、「総括原価方式を採用する」こと、「経常収支比率及び料金回収率100%以上とする」ことについては妥当であると判断する。

将来の施設更新需要に備えるための資産維持費については、標準3%とされているものの、市民負担への影響と将来の施設更新財源の確保との均衡を図る観点から、対象資産に対する資産維持率を0.4%とすることが現実的な判断であると認められる。

資産維持率0.4%による総括原価は113億8,922万8千円となり、現行料金収入見込額との差額を解消するためには、平均改定率36.9%が必要である。この改定率により、料金算定期間中において経常収支比率及び料金回収率100%以上を確保できる見込みであり、将来の施設更新及び安定給水の確保に必要な水準として理解する。

4. 料金体系について

本委員会では、「水道料金算定要領」に準拠した料金体系と、これを基に市民負担に配慮した複数の調整案について比較検討を行った。その結果、口径13mmから25mmまでの利用者負担の平準化を図り、一般家庭及び小規模事業者への影響に配慮した調整案を基本として料金体系を見直すことが適当であると判断する。

その理由は、次のとおりである。

(1) 一般家庭への配慮

最も利用者数の多い13mm及び20mm口径利用者への影響を緩和していること。

(2) 料金算定要領との整合

公益財団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づく料金体系を基本としながら、現状の利用実態を踏まえ、一般家庭及び小規模事業者への急激な負担増を緩和するための調整を行っていること。

(3) 経営改善効果

総括原価を概ね確保し、料金回収率100%以上を確保できる体系であること。

5. 附帯意見

委員会では、料金改定を市民に求める以上、市においても最大限の経営努力を継続すべきとの意見が多く出された。このため、市においては次の事項に取り組まれない。

(1) 施設再構築及び最適化の推進

鳥海ダム整備事業等を契機として、浄水場、配水施設及び管路網を含めた水道システム全体の再構築を進めるとともに、施設の規模、配置及び運用方法の最適化に向けた計画を策定し、その内容を積極的に市民へ公表すること。

(2) アセットマネジメントの推進

老朽管更新及び耐震化を計画的に推進し、将来の事業費平準化に努めること。

(3) 有収率の向上

漏水対策及び管路更新を進め、有収率の改善に努めること。

(4) デジタル技術の活用

スマートメーター導入等については、費用対効果及び人的資源不足への対応を十分検証しながら進めること。

(5) 料金改定率

市民負担の軽減を図る観点から、今後も施設再構築、維持管理費の縮減、有収率の向上等の経営改善に継続して取り組み、料金改定率を可能な限り抑制するよう努めること。

(6) 生活困窮者等への支援

本委員会では、料金改定の必要性を認めるものであるが、その実施に当たっては、市民生活への影響を十分考慮する必要がある。特に生活困窮者等に対しては、関係部局と連携のうえ必要な支援策について検討すること。

(7) 料金以外の財源確保への取組

保有資産及び事業資源の有効活用、その他収益事業の実施などの財源確保に努め、将来の利用者負担の軽減につながる取組を検討すること。

(8) 継続的な料金検証

人口減少や物価動向等を踏まえ、定期的な経営分析と料金水準の見直しを行うこと。

(9) 料金改定時期

料金改定の実施時期については、冬期間の推定使用水量精算事務との重複を避け、市民への説明及び料金徴収事務の円滑化を図る観点から、令和9年7月とすること。

6. 市民への説明責任

本委員会では、市民理解を得るためには、単に料金改定率を示すだけではなく、水道事業全体の現状や将来像を分かりやすく説明することが重要であるとの意見が多く出された。

特に、施設再構築の方向性、その決定根拠及び費用効果は、水道事業の将来コストに大きく影響することから、計画策定段階から積極的な情報公開に努められたい。

また、次の事項について丁寧な説明を行い、市民理解の促進に努められたい。

- ・本市の水道事業全体の現状と将来計画
- ・施設再構築及び鳥海ダム活用計画
- ・人口減少による収入減少
- ・管路及び施設更新の必要性
- ・ABC分析による原価構造
- ・他自治体との違い
- ・市が進める経営改善の取組

結論

本委員会は、本市水道事業を将来にわたり持続可能なものとし、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるためには、水道料金の改定は必要であると判断する。

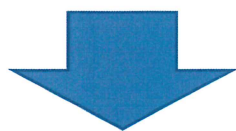
また、料金水準については、一般家庭への影響に配慮した下表の改定案を基本として見直しを行うことが適当である。

あわせて、施設再構築、老朽施設更新、経営効率化及び市民への丁寧な説明を着実に進め、将来にわたり持続可能な水道事業の運営に努められたい。

水道料金の適正水準(料金改定の内容)

(税抜き)

現 行	メーター 口 径	基本料金(円) (月額)	従量料金 (円)			
			1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51 m ³ ~
	13mm	800	130	150	160	170
	20mm	900	130	150	160	170
	25mm	1,500	160	160	160	170
	30mm	4,400	160	160	160	170
	40mm	9,200	160	160	160	170
	50mm	16,400	160	160	160	170
	75mm	39,900	160	160	160	170
	100mm	67,500	160	160	160	170
	150mm	146,600	160	160	160	170



(税抜き)

改 定 案	メーター 口 径	基本料金(円) (月額)	従量料金 (円)			
			1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51 m ³ ~
	13mm	1,200	180	190	220	220
	20mm	1,800	180	190	220	220
	25mm	3,000	220	220	220	220
	30mm	5,600	220	220	220	220
	40mm	10,000	220	220	220	220
	50mm	16,400	220	220	220	220
	75mm	39,900	220	220	220	220
	100mm	74,200	220	220	220	220
	150mm	162,900	220	220	220	220

改正案の特徴

本改定案は、現行の利用実態を踏まえ、一般家庭等の急激な負担増を緩和するため、算定要領に基づく料金体系に一定の調整を加えたものである。

- ① 特に値上げ幅が大きかった20mm~25mmの基本料金を軽減し、13mmの基本料金を引き上げ調整することでその財源とし、それ以外の基本料金は算定要領準拠による金額を100円未満切り上げとした。
- ② 算定要領準拠で減額となっていた50mmと75mmの基本料金は現行据え置きとした。
- ③ 従量料金は13mm~20mmにおける1~20m³の値上げ幅のみ軽減し、それ以外を一律220円に引き上げた。
- ④ 上記の調整により、各口径の平均使用量における料金上昇率を50%以下に抑えた。
- ⑤ 平均改定率は、36.44%

改定案と現行及び算定要領準拠との比較

単位:円

口径	使用量(m ³) (参考)	改定後金額 (税込)	現行金額 (税込)	現行との 差額	算定要領準拠 (税込)	算定要領準拠 との差額	増減率
13mm	20	5,390	3,960	1,430	5,621	-231	36.1%
20mm	20	6,050	4,070	1,980	7,040	-990	48.6%
25mm	40	12,980	8,690	4,290	12,936	44	49.4%
30mm	80	25,520	19,250	6,270	24,079	1,441	32.6%
40mm	130	42,460	33,880	8,580	40,095	2,365	25.3%
50mm	300	90,640	73,590	17,050	84,623	6,017	23.2%
75mm	1,300	358,490	286,440	72,050	333,267	25,223	25.2%
100mm	7,000	1,775,620	1,382,700	392,920	1,652,376	123,244	28.4%
150mm	16,000	4,051,190	3,152,710	898,480	3,769,535	281,655	28.5%

※使用量は口径ごとの平均使用量

(参考) 算定要領を準拠した場合の料金表

(税抜き)

算 定 要 領 準 拠	メーター 口 径	基本料金(円) (月額)	従量料金(円)			
			1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51 m ³ ~
	13mm	1,030	204	204	204	204
	20mm	2,320	204	204	204	204
	25mm	3,600	204	204	204	204
	30mm	5,570	204	204	204	204
	40mm	9,930	204	204	204	204
	50mm	15,730	204	204	204	204
	75mm	37,770	204	204	204	204
	100mm	74,160	204	204	204	204
	150mm	162,850	204	204	204	204

算定要領準拠による料金表の特徴

- ① 現行の利用実態に基づく平均使用水量で比較した場合、13mm から 25mm までの一般家庭及び小規模事業者において料金上昇率が高くなる傾向がみられる。
- ② 大口径の値上げ幅が比較的小さく、一部口径では基本料金が減額となる。
- ③ 平均改定率は、36.69%